

第7回 将軍を梟首

—「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅢ—

巻島 隆

はじめに

「文久記聞 九」の家茂上洛、浪士組に関連する記述を読みます。

第1回 くずし字に触れる

第2回 読むための基礎知識

第3回 「和宮下向ニ付、助郷取極」(伊勢崎市図書館蔵)を読む

第4回 今井区有文書(赤堀歴史民俗資料館蔵)を読む

第5回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅠ

第6回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅡ

第7回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅢ

第8回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅣ

1 用語

千種少将＝千種有文。1815—1869

香川八兵衛＝賀川肇(一馬)。生年不詳、文久3年(1863)1月28日に和宮降嫁に関わり、尊攘派の伊舟城(いばらき)源一郎(姫路藩士、元治元年に処刑)などから襲撃・殺害された。

摩那山＝本当は摩耶山(まやさん)。神戸の六甲山地の一座。

乗切(のりきり)＝出立地から目的地まで馬を乗り通すこと。

等持院殿＝足利尊氏の戒名。

宝篋院殿＝足利義詮の戒名。

鹿苑院殿＝足利義満の戒名。

影像(えいぞう、ようぞう)＝絵画や彫刻にあらわした神仏または人の姿。

影(えい)。絵姿。

会津侯御旅館黒谷浄土宗本寺＝金戒(こんかい)光明寺。



し、天下擾亂の基を開かんとす、其罪恕すべからず、改悛せずんば旅館を襲撃して、攘夷の血祭に供すべしと脅迫せり（伊達宗城在京日記。如是我聞。三条実美公記）。久坂玄瑞・轟武兵衛等が公の旅館に推参の事ありて後は、放縱跡長したれども、彼等は公卿・堂上・諸大名などの間に連絡ありて、恣に処分し難き事情あり、ざりとて將軍上洛の期目前に迫りたれば、予め之を処分せざるべからず、公は朝廷より其処分を委任せられし上、諸藩に命じて引き取りしめ、其旧貫に復し難き者は、其能に依じて之を扶助し、各正職に就かしめ、罪跡顯著なる者は嚴重の処分を加へんとす（伊達宗城在京日記。久遠宮文書）。松平肥後守は之に反して、今遽に浪人を処分せば、却て後害を生ずる虞あれば、彼等を慰諭して漸次に規矩に就かしめんと考へたるものゝ如し。されば其就職の初、戊午（安政五年）の獄に連坐せる京都町与力平塚瓢斎・草間烈五郎・諫川健次郎・同心北尾平次の幽閉を解きて旧職に復し、儒者中島永吉（錫胤）の罪を宥し、務めて懷柔策を採り、言路の壅塞を開きて、浮浪輩の激発を防がんとす。因りて此説を以て近衛閑白にも白し、公にも謀りたれども、公は、「浪人の言論を自由ならしむるは、横議を生ぜしむるのみならん」とて同意し給はざりき（広沢安任手記。会津松平家譜。京都守護職始末）。又尾張前大納言は、「閣下に群集せる浪人を処置するは現時の急務なれども、戊午以来往々無罪の者を羅織せるより、其積鬱の極まる所、遂に今日の激怒を醸成したるものなれば、今直に其処分を嚴にせんとせば、再び戊午の覆轍を踏むに至らん、況や彼等は皇國の為に其身を抛ち、流離顛沛するものなるをや、宜しく其冤を憫恕して本藩に還し、前日の過失を宥赦せしめ、旧主なき者は幕府にて之を扶助すべし」とて、ほゞ公の意見に同じ（三世紀事略）。此に於て公は正月二十一日武田耕雲齋を伊

公の意見
松平容保の
意見

尾張勝勝の
意見

達伊予守の許に遣はして之を謀らしむ、伊予守申しけるは、「一橋公の御意見尤の次第なれども、朝命を請ふの一事に至りては、熱慮せざるべからず、今日の朝廷は尊攘派の占むる所となり、閑白も青蓮院宮も唯員に備はるのみなれば、朝命を得んこと最も困難なる上に、朝議荏苒の間、万一外に洩るゝことあらば、却て其暴発を招かん、たとひ其事なしども、幕府より請願に及びたりとありては、如何なる騷擾を生ずまじきにもあらざ、寧ろ此議を意中に秘し、閑白・及鷹司右大臣をして、一心同体にて青蓮院宮を輔佐せしむべし、斯くて朝廷の權威三公に復せば、暴論自ら止まん」と。されど公は必ず朝命を得んとて、閑白に内請せられけるが、議伝而役に異論ありて朝議容易に決せざりき（伊達宗城在京日記）。

伊達宗城の
意見

浪人の暴行

正月二十七日長州藩士相謀りて、肥後（住吉甚兵衛（訓一）・宮部鼎藏・佐々淳次郎・山田十郎（信道）・河上彦齋）土州（武市半平太・平井収二郎）対州（多田莊藏・青木達右衛門）津和野（福羽文三郎（美静））水戸（梶清次右衛門・下野隼次郎（遠明）・金子勇次郎（久維）・山口徳之允・住谷寅之介・大胡隼藏（資敬）・高畑孝藏・林五郎三郎・岡部藤助・大野謙助・西宮和三郎・川又才助・林長左衛門・赤須銀三）の諸藩士と、酒宴を京都東山の翠紅館に張れり。長藩士にして席に列れるは、中村九郎・佐々木男也・久坂玄瑞・松島剛藏・寺島忠三郎・及松平長門守の従衛神村齊宮・大和弥八郎・長嶺内蔵太・志道開多（井上馨。○井上伯伝には開多列席の記事なし、今防長回天史に従ふ）等にして、長門守も名を郊遊の帰途に託して之に臨みたり。此会合は諸藩士の親睦を謀るを名となしたれども、実は將軍の上洛に対する方策を議するにあり（浦帆負日記。伊達宗城在京日記。隈山春秋。防長回天史）。参会の諸士は孰れも其藩に於け

長士肥水諸
藩士の翠紅
館会合

將軍上洛に
對する方策に
の會議

山内豊信に
対する脅迫

公に對する
脅迫

堂上に對する
脅迫

る尊攘派の首領なれば、其議論の趣も亦推察するに難からず。此前後に於て浪人の暴行は益甚しく、正月二十二日の夜は、池内大学（奉時）の妾節を咎めて、首を大坂の難波橋畔に梟する者あり（伊達宗城在京日記。如是我聞。雜魚日記）。二十四日には鷹司関白・近衛前関白・青蓮院宮・及中山・正親町三條・兩大納言邸に投書して之を脅し、殊に中山・正親町三條・両邸への投書には、池内大学の耳各一個を添へ、三日の間に辭職せざれば、此耳の如くすべしと記したり、兩大納言大に恐れ、共に病と稱して議奏を辭せんことを請ひ、二十七日之を聴さる（言渡。璞記抄。國事關係書類。伊達宗城在京日記。廣沢安任手記。七年史。三條実美公記）。公は兩大納言の辭職を止めんとて、

二十六日書を青蓮院宮に呈し、「浪人の脅嚇に恐れて辭職せらるゝが如き事あらば、朝威下に移りて將來の政務にも影響すべければ、是非御差留の御沙汰然るべし、両卿若し不安の念あらば、守護職の兵を以て護衛せしめん、畢竟斯かる事の生ずるは、浮浪輩の闕下に輻湊するが為なれば、朝廷より賞賚の御沙汰を下されたる後、それ／＼帰藩を命ぜられたば、各藩主にて如何やらにも鎮撫すべし」と申したれども、宮も失意の際なれば、事行はるべくもあらず（久邇宮文書）、二十八日の夜には又暴徒あり、千種家の臣賀川肇（一馬）を暗殺し、二月朔日の夜、其右腕を千種入道の本邸に、左腕を岩倉入道の本邸に投じ、又首級を東本願寺の大鼓楼上に置き、白木の三室に載せて封書を添へ、「一橋殿に獻す」と記したり。岩倉・千種の両家に投じたるは殆ど同文にて、「譬は人道殿と共に、久しく奸謀を俱にせるが故に、定めて慕はしく思はずべければ進上するなり、又少將（今城重子）藤式部（堀河紀子）の両嬪復任の聞えあり、若しざる事もあらば、きつと処置せざるべからず、此旨両嬪へも通告せらるべし」と記せり。公の旅館に置き

たるは、小笠原図書頭・岡部駿河守・沢勘七郎・三人の名宛にて、「攘夷の勅諭を遵奉したる上は、速に拒絶すべき筈なるに、姑息偷安にして未だ其議に及ばざるは、真に遵奉の意なき為ならん。果して然らば、朝命を蔑如せる罪輕からず、天下有志の者亦黙止せざるべし、仰ぎ願くは速に攘夷の期限を定め、天下の疑惑を解かれんことを、此首粗末ながら攘夷の血祭として呈上す、各方より一橋殿へ早々御披露ありたし」とぞ認めたる（隆祐卿手録。岩倉公実記。三條実美公記。廣沢安任手記。如是我聞。雜魚日記。七年史）。六日の夜又千種家に入らせる唐橋村総助を斬り、首を松平容堂の河原町藩邸（是より先、容堂は智積院より藩邸に転居せり）の裏手なる高瀬川の小橋の傍に置き、攘夷の血祭として轅門に獻ずる由の木札を建てたり（廣沢安任手記。如是我聞。七年史。三條実美公記）。さて岩倉・千種・両入道邸へ投書の結果にや、二月十三日九條入道（前関白尚忠、時に円真と号す）久我入道（前内大臣建通、時に素堂と号す）岩倉入道・千種入道・富小路入道（前中務大輔敬直、時に敬雲と号す）の五人は重き慎に処せられ、少將・藤式部の兩人は剃髪を命ぜらる（言渡。岩倉公実記）。此に於て浪人の言議は朝官の補任を左右し、縉紳・宮女を進退し、果ては関白・親王を濫輦し、幕府の重職にも無礼を加ふるに至れるなど、横暴に至る所なれども、朝廷・幕府・共に如何とも為す能はざるなり。当時京都に於ける勢力は、朝廷にもあらず幕府にもあらずして、実に諸藩士・浮浪の徒にありしなり。

薩藩は予て長士諸藩に慄焉たらず、殊に浪人の暴行を憤りしかば（島津久光履歴書。紹述編年）、同藩主本田弥右衛門・藤井良節等、青蓮院宮の許に参りて、浮浪取締の急務を建言せしかば、宮は近衛前関白・鷹司関白を招きて密議を凝らせるが、其結果として、

浪人処分に
関する朝幕の
交渉

劣は敢て願ふ所にあらざれども、今や朝廷挙つて暴論に帰し、新殿下（鷹司閔白）三条（実美）等専ら草莽の横議を納れて、頼に関東を疑ひ、遂に聖明を掩ひ奉れり、斯かる有様にては、関東何程誠意を尽さんとすとも、貫徹の期あるべからず。此上は容堂をし、三条に説得開悟せしむる外に手段あるべからず、而も高悟らずんば万事休す、余の如きも国事掛を辭して山間幽谷に隱遁せんのみ、一橋・春嶽等も予め其覚悟あるべし」と。猪太郎の報を聞くに及びて、一同いたく失望せり（伊達宗城在京日記。統再夢紀事）。斯くて容堂が説得の結果にや、三条中納言は二十一日上表して議奏を辭せんことを請へり、されど許さるべくもあらず、其權威は旧に仍りて依然たり（言渡。三条実美公記）。

二月十六日伝奏坊城大納言・野宮宰相中将は、朝旨を松平肥後守に伝へて曰く、「頃者守護職は浪人等の暴行を憂ひ、之を鎮撫せんが為、言路開通の令を布きたる由なれど、凶暴は依然として其迹を絶たざるやに聞ゆ、宜しく吟味を遂げ、斯かる事これなきやう敷に伝へて曰く、「朝廷より浪人に対してそれ／＼御賞あり、且は藩々にて厚く召仕ふやうとの御沙汰を下さるゝは宜しけれども、為に攘夷の運動を挫くやうに成りては、容易ならざる事故朝廷よりは別に仰出され難し」となり（統再夢紀事）。因りて公は衆議の上、十七日春嶽の名を以て、「浪人等の事、一切幕府に委任せられなば、至当の道を以てそれ／＼処分を行ふべし、願はくは公然伝奏より御沙汰を下されんことを請ふ」と言はしめられたるに、十九日「御沙汰に及ばれ難し」と批答せり（統再夢紀事。伊達宗城在京日記。久邇宮文書所收鷹司閔白書翰）。一方には敵重に取締るべしと命じ、一方に

朝旨の翻覆

は御沙汰に及ばれ難しと称す、朝旨も参政・寄人等の意見によりて翻覆すること此の如く、浪人処分の事遂に手を措くべき新なし。

浪士等の足利
將軍木像梟首

二月二十二日の夜、三輪田綱一郎（元綱、伊予の人）師團節齋（正胤、江戸の人）等十人、等持院（山城葛野郡衣笠山の南麓に在り）に安置せる足利尊氏・同義詮・同義滿の木像の首を抜き取りて、之を三条河原に梟し、且其罪状を榜示せり、別に三条橋詰なる制札場に一書を掲げて、足利將軍歴代の罪を鳴らし、「今世に至り此好賊に超過する者あり、其党許多にして、罪惡足利等の右に出づ、若しこれらの輩直に旧惡を悔ひ、忠節を抽で、鎌倉以来の惡弊を掃除し、朝廷を輔佐し奉り、古昔に復し、積惡を購ふ処置なくんば、滿天下の有志追々大挙して、罪科を糺すべきものなり」と記したり。凡そ江戸時代に於て現代の時事を室町時代に仮託する事は、稗史・院本の類を始め、当時一般の習なりしが、此に至りては明に討幕の意を表明し、將に上洛せんとする將軍をも脅嚇せんとするなり。松平肥後守もさすがに之をば寛有せず、公・春嶽の同意を得て、二十一日綱一郎・節齋等九人を捕へたり（町奉行の手記にも、其連類たる野呂久左衛門（直貞）・西川善六（吉輔）を捕へたり、会藩が此の如く速に暴行者を捕縛し得たるは、同藩士大場恭平（景範）が詐つて其徒中に在りしが故なり。○広沢安任手記。統再夢紀事。世話集聞記。京都守護職始末。如是我聞）。二十七日肥後守は町奉行をして、「足利將軍の木像梟首の輩は召捕りたり、畢竟朝廷官位の重きを憚らず、天朝を軽んぜし事其罪許すべからず、然れども真に誠忠正義の志ある者は、朝廷に於ても御満足に思召され、幕府に於ても御採用になるべければ、心得違あるべからず」と、洛の内外に告げ示さしむ（広沢安任手記。七年史）。然るに、「綱一郎等は誠忠の士なり、罰すべからず」といふ

將軍に對する
威嚇

尊義の士とし
て敵さんとす

あじかがしもうどうきょうしゅじけん 足利氏木像暴首事件 文久三年（一八六三）二月十二日夜におきた「天誅」事件である。これは將軍徳川家茂上洛のいやらせのため幕府の非違をせめる手段として、上京衣笠山麓の等持院に祀る足利尊氏・義詮（よしあきら）・義満の三代の木像の首を抜き取り、板に並べ、賀茂の三条河原にさらした。片目をくりぬき、下に位牌をぶら下げ、別に制札をたてて、その中で「名分を正すの今日に当り、鎌倉以来の逆臣の一人について吟味をどげ誅戮すべし」との三賊巨魁たるにより、よつて先づ醜像に天誅を加ふるもの也」とある。さらに三条大橋西詰南側に出された張紙には、「逆賊足利十五代の悪逆は万人のよく知る所で今さら申すまでもない。したがってこの影像を斬戮したことについては贅言であるがいさかきその罪を述べん（下略）」という意味のことを述べている。この「天誅」は歴史的裁きの型をとったため多くの人々の関心を呼んでいる。その結果京都守護職の松平容保は態度を硬化させ、犯人逮捕に全力をつくした。その下手人には平田篤胤門人が多く、伊予出身の神官三輪田元綱、江戸医もとは伊予出身の師岡（もろおか）正胤、信濃国岩村田の神官角田忠行、京三条西洞院木綿商長尾郁三郎、丹後宮津の織元京問屋小室理喜蔵（信夫）、近江国蒲生郡八幡肥料商西川善六（吉輔）、さらには信濃国更級郡若杉村豪農高松趙之助、周防脱藩土石川一（はじめ）、同仙石佐多男、下総国相馬郡宮和田宿宮和田勇、常陸の人建部建一郎、下総国香取郡茨川村豪農青柳健之助、陸奥国大沼郡の人長沢真古登、同不明武田小一郎

『国史大辞典 1』（吉川弘文館、1979年）

備前国岡山藩陪臣野呂久左衛門、同岡元太郎、阿波国徳島藩儒者中島永吉、会津藩士大庭恭平らである。大庭は逮捕前に自殺、角田は逃亡、以外は全員祇園新地、京衣棚通二条あたりで逮捕され諸藩預けとなった。この「天誅」は、尊攘運動の魁的事件として注目される。

参考文献 思想の科学研究会編『明治維新』、芳賀登『草莽の精神』（塙新書『三六』）（芳賀 登）